【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（幹事会社となる有価証券の元引受け）

**第十五条**　法第二十八条第一項第三号イに規定する政令で定めるものは、元引受契約（法第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。）の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うもので内閣府令で定めるものとする。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（幹事会社となる有価証券の元引受け）

**第十五条**　法第二十八条第一項第三号イに規定する政令で定めるものは、元引受契約（法第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。）の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うもので内閣府令で定めるものとする。

（改正前）

（新設）